

岩手県告示第149号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

令和5年3月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 名称 山岸一丁目(6)-1

2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
盛岡市	山岸	山岸一丁目	74番2	標柱1号
			81番2	標柱2号
			77番10	標柱3号
			77番2	標柱4号
			77番8	標柱5号
			77番1	標柱6号
			72番1	標柱10号
			71番3	標柱11号
			71番1	標柱12号
			73番5	標柱13号
		銭神沢下	83番	標柱7号
			81番1	標柱8号
			80番	標柱9号